

# 木質ペレットボイラーを設置される皆様へ

日ごろ、本市の環境保全を図るさまざまな取組に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

木質ペレットボイラーを工場や事業場に設置される際には、下記の事項に留意してください。

## 大気汚染防止上の規制について

ボイラーの規模により、以下のような規制が適用されます。

規制法令	ボイラーの規模	設置時の届出	規制
大気汚染防止法	伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上または燃焼能力が重油換算で 50l/h 以上	設置届*1	排出基準（ばいじん濃度、窒素酸化物濃度、硫黄酸化物量）適用
京都市大気汚染対策指導要綱	伝熱面積 5 m <sup>2</sup> 以上 10 m <sup>2</sup> 未満	設置届*1	指導基準適用（大気汚染防止法上のばい煙発生施設も対象）

\*1 工場着手予定日の 60 日前までに届出が必要です。

## ばい煙等の測定について

ボイラー等のばい煙発生施設設置者は、ばい煙発生施設から排出されるばい煙の測定（ばいじん濃度、窒素酸化物濃度、硫黄酸化物量）や燃料の硫黄含有率の測定、及びその測定結果の保存（3 年間）が大気汚染防止法により義務づけられています。

また、ばいじん濃度と窒素酸化物濃度の測定頻度は以下のとおり定められています。

項目	ばいじん濃度	窒素酸化物濃度
測定頻度	年 2 回以上*2	年 2 回以上*2

\*2 排出ガス量 4 万 Nm<sup>3</sup>/h 未満の場合

なお、燃料の硫黄含有率の測定は燃料成分表（試験成績表: 代表性状）の保存をもって代えることができます。

## 木質ペレットをボイラー等の燃料として使用する条件

木質ペレットは、下記の条件に合致するものを使用してください。

- 1 温室効果ガスの削減の観点から、化石燃料の代替として利用されるものであること
- 2 京都市大気汚染対策指導要綱に定める指導基準と同等に燃料の良質化が図られること
- 3 木質ペレットの種類は、全木ペレット又はホワイトペレットであること
- 4 木質ペレットの品質は、適切かつ安定的に燃焼するよう、圧縮成形・押出成形等による燃料加工（ペレット化）を行い、形状（大きさ）、品質（含水率、発熱量）が均質化されていること
- 5 木質ペレットの原料として、ダイオキシン類を発生させるおそれのある防腐剤等（CNP 等）が使用された木材を使用していないこと
- 6 木質ペレットの原料として、塗料、接着剤及びプラスチック類等が付着している木材を使用していないこと

## その他の注意事項

- 1 使用中に煙やにおいが若干出る恐れがあるため、周辺に配慮した場所に煙突等を設置してください。
- 2 着火時、消火時に白煙が出ることもあるので、周辺環境に配慮して使用してください。
- 3 灰が飛散しないように灰受け皿にたまった灰を、適正に処理してください。
- 4 湿った木質ペレットを使用すると黒煙を発生する恐れがあるため、木質ペレットは乾燥した場所に保管してください。



京都市環境政策局環境企画部環境指導課

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 朝日ビル 4 階 TEL: 075-213-0928

京都市印刷物 第 214662 号

